

みさと

農業委員会だより

美里町農業委員会

美里町木間塚字中央1番地
TEL 58-1214 FAX 58-1216

第25号

令和元年8月1日
発行



～収集した麦稈は、お盆の迎え火などに使用されます。～

地域農業を育む

中坪ファーム育み

「中坪ファーム育み」は、「中坪町上集落営農生産組合」と「町下営農生産組合」が平成二十三年に統合して「町区営農組合」となり、更に法人化を目指して、平成三十年に設立した農事組合法人です。

令和元年は、水稲四十八ヘクタール、大豆三十八ヘクタール、小麦八十アール、露地野菜八十アールを作付けし、露地野菜では、青ねぎ、春玉ねぎ、ニンジンの生産に取り組んでいます。

今後は、水稲の作付け割合を減らし、大豆と露地野菜の割合を増やししながら、収益をアップさせたいとのこと。また、コストの低減を図るため、水稲の乾田直播栽培を増やし、乾燥調整施設の集約化を進めて行きたいと、岡野吉男代表理事が熱く語ってくれました。

取材：邊見勝寿委員

主な内容

令和元年度事業計画
農地の権利移動等の状況
農業委員会からのお知らせ
農地Q & A
農家訪問
農家相談のご案内

令和元年度 美里町農業委員会事業計画

五月二十四日開催の第五回総会において、今年度の活動の主軸となる事業計画が決定しました。

基本方針

近年の農業情勢は、農業従事者の高齢化や担い手不足による農業人口の減少問題や国による減反政策の廃止、さらにはFTA(自由貿易協定)交渉、EPA(経済連携協定)交渉など、貿易の自由化に向けた動きが加速化し、将来を見通せない状況にあります。

そのような中、平成二十八年度に「農業委員会に関する法律」が改正され農地法に基づく許可事務の他に、農地等の利用の最適化が農業委員会として最も重要な役割として位置づけられました。

世界農業遺産の認定を受けた大崎地域の農業・農村のより一層の振興・発展につなげるためにも農業委員会が所掌する事務の充実と適正な遂行に努めるとともに、農業者の代表機関として農地の有効利用、担い手の育成・確保などについて、関係機関・団体等とともに連携を密にしながら地域農業課題への積極的な関与を図って参ります。

さらに、農業委員会相互の連絡調整を図るとともに、農業委員会のあり方に関する調査・研究を進めるなど組織活動の充実に努めながら、今年度は、下記の重点事項に取り組みます。

主な重点事項

一、法令に基づく業務

- ① 耕作者の権利の保全及び取得の促進
- ② 農地の相続等の届出に関する周知徹底
- ③ 優良農地の保全・転用等の効率的利用の促進、違法転用の未然防止、農地パトロールの強化、農地転用許可後の継続調査、形状変更に係る着工前の届け出の指導・現地調査

- ④ 利用状況調査による遊休農地の把握と指導強化及び遊休農地の解消に向けた取組み
- ⑤ 農地所有適格法人の要件適合性の確認
- ⑥ 和解・紛争・調停等土地利用調整
- ⑦ 農地等の利用の最適化の推進、農地利用の確保、農業経営の規模拡大、農地等の集団化、農業への参入の促進等による「農地等の利用の効率化・高度化」の実現

二、農業経営基盤強化促進法に基づく中核的担い手及び生産組織の育成

- ① 担い手への農地集積の促進、農地の貸借、売買による利用集積を推進し、農地の有効活用、認定農業者の生産規模拡大、効率的で安定的な経営体の育成支援
- ② 農地利用集積円滑化事業の支援
- ③ 農地中間管理事業活用の推進

三、農業経営・生産環境の整備促進

- ① 町等関係機関に対し、農地等の利用最適化の推進に関する事項を効率的・効果的に実施するための施策の改善についての具体的な意見の提出
- ② 新規就農者・青年農業者への支援
- ③ 農業者年金への加入促進
- ④ 農業委員会委員による相談業務の充実
- ⑤ 税務関係部局との連携による税務相談対策
- ⑥ 全国農業新聞・全国農業図書の普及拡大による情報活動の充実
- ⑦ 賃借料情報提供の実施及び適正な農作業標準賃金の策定
- ⑧ 食農教育の推進
- ⑨ 家族経営協定の推進
- ⑩ 法人化その他農業経営の合理化に関する支援

四、農業委員会組織体制の整備

- ① 総会議事録の公表
- ② 農業委員会活動の周知徹底、農業委員会だよりの年2回の発行、町広報誌の活用、ホームページを活用した総会開催日の周知等による情報提供の充実

美里町農業委員会総会等開催予定日

年 月	農地調査委員会	総 会
令和元年 8 月	15日(木)	26日(月)
9 月	13日(金)	26日(木)
10月	15日(火)	25日(金)
11月	14日(木)	25日(月)

※各種行事等により日程は変更になることもありますので、その際はご了承ください。
※12月以降の開催日については、広報みさと及び次回農業委員会だより（12月 1 日発行）でお知らせします。



農地の権利移動・設定・転用等状況

(平成30年4月から平成31年3月まで)

項 目		事 由	件数	面積 m ²
農地として利用 するための移動 （農地法第3条 許可）	所有権 移 転	売 買	7	11,162
		贈 与	9	56,763
		交 換	—	—
		小 計	16	67,925
	賃貸借権の設定		13	69,610
	使用貸借権の設定		8	189,942
	合 計		37	327,477
農地法第18条通知（賃貸借等の解約）			171	1,352,267
農地として利用す るための移動 （農用地利用集積 計画）	利用権の設定（賃貸借）		77	509,575
	所有権移転（売 買）		53	248,245
	所有権移転（交 換）		—	—
	農 地 中 間 管 理 事 業		250	2,603,733
	合 計		380	3,361,553
農地の転用 （農地法第4・5条許可）		自 己 転 用	3	2,309
		権利移転を伴う転用	24	21,361
		合 計	27	23,670

農家のための情報誌

全国農業新聞

全国農業新聞は地域農業者の
代表である農業委員会のネット
ワークが発行する週刊の農業総
合専門誌です。
ぜひご購入ください。

- 発行日：毎週金曜日
- 購読料：月額700円
- 申込先：農業委員会事務局



【農業委員会からのお知らせ】

**農地パトロール(利用状況調査)の実施について
(実施日:8月1日・2日)**

農業委員会は、農地法に基づき、毎年1回、町内の全農地の利用状況について調査を行うことが義務付けられています。農地に立ち入る場合もありますので、ご理解をお願いします。

調査の結果、遊休農地または遊休化のおそれのある農地を把握した場合には、その所有者等を対象に、今後の農地に対する意向調査を行いますので、ご協力をお願いします。

**【農地パトロールの目的】**

- ①農地利用の確認
- ②遊休農地の実態把握と発生防止・解消
- ③違反転用の発生防止・早期発見

農地の適正な管理をお願いします！

農地の所有者、または借りている方は、その農地を適正に管理し、効率的に利用しなければならぬと農地法で定められています。

毎年、この時期になりますと、雑草が繁茂した農地が見受けられます。

病害虫等により周辺の農地等に悪影響を与える可能性があります。定期的な草刈りをして、適正な管理に努めましょう。

**お早めにご相談を！**

農業委員会には、現在農業を営んでいる方が、高齢や後継者がいないことなどを理由に農地を貸したい(売りたい)と3月頃に相談にいらつしやる場合があります。貸したい(売りたい)農地の面積が大きいほど、すぐには借り手(買い手)が見つからない傾向にありますので、お早めに農家相談日や最寄りの農業委員へご相談ください。

—農地 Q&A—**Q1：農地を相続する予定ですが、農業委員会への届け出は必要ですか？**

⇒法務局での相続登記が済みましたら、農業委員会事務局へ届け出する必要があります。

Q2：将来に備え、農地を「宅地」に地目変更しておくことはできますか？

⇒農地を農地以外の用途に変更することを「農地転用」といいますが、農地転用の申請をする際は、転用目的(居宅建築や駐車場設置など)を明確にし、詳細な事業計画(資金や経費、実施日など)が必要となりますので、ご質問のような場合は地目変更できません。

Q3：自分の農地なら自由に転用できますか？

⇒農地が農業振興地域の農用地区域内にある場合や、集団的に存在し良好な営農条件を備えている農地などは、自分の農地であっても転用できませんので、事前に農業委員会へお問い合わせください。

農家訪問

中二郷慶半 樋口 功さん



無我夢中の
農業一年生！



小麦刈取り中の功さん

以前から長男が社会人になったら、自分は専業農家になると決めていた功さん。その長男が社会人になる少し前の昨年7月に、長年勤務した会社を退職し、専業農家の道へ。現在は自作地6ヘクタールで農業経営をしています。

抵抗感はなかったとのことですが、それにはお義父さんの秀夫さんの指導・助言はもちろんのこと、中二郷営農組合慶半班のメンバー6人の協力も大きな力となりました。現在、この仲間達と小麦8ヘクタール、大豆13ヘクタールの転作にも取り組んでいます。

「今は無我夢中の状況で、規模の拡大よりも自分が関わる圃場の管理や栽培を丁寧に確実に行うことが目標です。」と穏やかに語る功さんからは、頼もしい力強さも感じることができました。

取材 鈴木幸博委員

農業者年金に加入しましょう！

加入要件(次のすべてに該当)

- ① 年間60日以上農業に従事している
- ② 国民年金の第1号被保険者(保険料免除者は除く)である
- ③ 年齢は20歳以上60歳未満である



～農業者年金の特徴～

- ・少子高齢時代に強い積立方式・確定拠出型の年金です。
- ・保険料の額は自由に決められます。(月額2万円から6万7千円まで)
- ・終身年金。80歳前に亡くなられた場合でも80歳までの保証付きです。
- ・保険料の全額社会保険料控除など税制面の優遇措置があります。
- ・認定農業者など意欲ある担い手には保険料の国庫補助があります。

農家相談のご案内

耕作地をもっと
増やしたい...

経営改善したい...

農業委員会では、農家の皆さんの悩み・疑問に応えるため、農業委員による農家相談を開催しております。

農地や農業に関する困りごと等の相談を受け付けますので、お気軽においでください（予約は受け付けておりません。受付順となります。）。

開催日 8月5日(月)、9月5日(木)、10月21日(月)、11月5日(火)、 11月20日(水)
時 間 午前9時から12時まで
場 所 美里町南郷庁舎 農業委員会会長室

※12月以降の開催日については、広報みさと及び次回農業委員会だより(12月1日発行)でお知らせします。

伊藤恵子会長「黄綬褒章」 受章



地域農業振興に貢献

五月三十日、伊藤恵子会長が、はなやか代表取締役として黄綬褒章（業務精励）を受章しました。

伊藤会長が経営する農家レストランでは、地元で生産された旬の野菜等を使った郷土料理を提供しており、長年にわたり、地域農業の振興に貢献してきたことが評価され、この度の黄綬褒章受章となりました。

編集後記

我が国を取り巻く農業情勢は、人手不足や異常気象、遊休農地増加などの諸問題を抱え、年々深刻さを増すばかりです。

そんな中、日本農業は主として人手不足解消のため、ドローンや無人農業用機械などのITやAI技術を活用した「スマート農業」という新時代へ、今、進もうとしています。

導入にはコストの問題や、操作する人手不足など課題もあるようですが、新時代となっても、安全・安心な食糧を生産する基本理念は忘れずにいたいものです。

最後に、「平成」から「令和」へと元号は変わりましたが、私たち農業委員は今後も変わらずに必要な情報を皆様に提供し、日々の活動に取り組んで参ります。

発行責任者

会長 伊藤 恵子

農業委員会だより編集委員会

編集委員長 尾形 司

副委員長 福田 なほ子

委員 邊見 勝寿

委員 小野 保裕

委員 柴山 真二

委員 鈴木 幸博

編集委員長 尾形 司